

議案第九号

千葉県地域未来基金条例の制定について

千葉県地域未来基金条例を次のように制定する。

令和八年九月四日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県地域未来基金条例

(設置)

第一条 県は、県内における産業クラスターの形成及び拡大、地域に根差し、地域住民の生活を支える産業の発展等に資する事業の資金に充てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定により、千葉県地域未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎年度の歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度の歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、県内における産業クラスターの形成及び拡大、地域に根差し、地域住民の生活を支える産業の発展等に資する事業の資金に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第十号

認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例の
制定について

認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年九月四日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例

（認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第一条 認定こども園の認定の要件を定める条例（平成十八年千葉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表教育及び保育の内容の項第一号中「第六条」を「第五条」に改め、同表管理運営等の項に次の一号を加える。

十一 法第六条の規定により、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講ずること。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第十三条の三 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第四十五条第七項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定により、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第三条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

第四十七条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第四十七条 指定児童発達支援事業者は、法第二十一条の五の十八第四項の規定により、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。

第五十九条中「第三十四条」の下に「、第四十七条」を加える。

第七十八条、第七十八条の二、第八十一条の九及び第八十九条中「第四十六条まで、第四十八条から」を削る。

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第四条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第四十四条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第四十四条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第二十四条の十一第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定により、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第五条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年千葉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第四条の三 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第十三条第六項において準用する法第六条の規定により、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和八年十二月二十五日から施行する。

議案第十一号

千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年九月四日提出

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例

千葉県医師修学資金貸付条例（平成二十年千葉県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和九年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第十二号

千葉県中小企業融資損失てん補条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県中小企業融資損失てん補条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年九月四日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県中小企業融資損失てん補条例の一部を改正する条例

千葉県中小企業融資損失てん補条例（昭和四十一年千葉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「第二条第三十一項第一号」を「第二条第三十二項第一号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。